

I P通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】2024年11月1日現在

～2024年10月31日

[\(令和6年7月1日現在\)](#)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 (略)	(略)
2 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>及び</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの  (注)当社が別に定める電気通信事業者は、 <a href="#">Iridium Satellite LLC</a> <a href="#">Thuraya Satellite Telecommunications Company</a> <a href="#">Inmarsat Ltd</a> とします。
3～21 (略)	(略)

2～3 (略)

第3条～第41条 (略)

別記 (略)

2024年11月1日～

[\(令和6年11月1日現在\)](#)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 (略)	(略)
2 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。） <u>、</u> 当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。） <u>及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る携帯端末等（以下「国際ネットワーク端末」といいます。）</u> を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの  (注)当社が別に定める電気通信事業者は、 <a href="#">Iridium Communications Inc.</a> <a href="#">Thuraya Telecommunications Company</a> <a href="#">Inmarsat Global Ltd.</a> <a href="#">Transatel</a> とします。
3～21 (略)	(略)

2～3 (略)

第3条～第41条 (略)

別記 (略)

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 （略）

第2 通信料

1 適用

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(13)～(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの（略）

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
(略)	(略)
特定衛星携帯端末	イリジウム スラヤー
備考（略）	

2-2-2 国際通信に関する料金額

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
(略)	(略)	(略)
スラヤー		175

第3～第4（略）

第2表（略）

第3表（略）

通信料別表（略）

料金表

通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 （略）

第2 通信料

1 適用

区分	内容
(1)～(11) (略)	(略)
(12)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(13)～(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの（略）

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
(略)	(略)
特定衛星携帯端末	イリジウム スラヤー
国際ネットワーク端末	トランザテル
備考（略）	

2-2-2 国際通信に関する料金額

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
(略)	(略)	(略)
スラヤー		175
トランザテル		120

第3～第4（略）

第2表（略）

第3表（略）

通信料別表（略）

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

附則（令和6年10月24日 CAS1 第000400005646-01）

この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。